

令和 3 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 二 次)

松 阪 市 監 査 委 員

21松監第000161号
令和4年3月23日

松阪市監査委員 西村和浩
松阪市監査委員 杉本徳男
松阪市監査委員 市野幸男

令和3年度定期監査（第二次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、監査の結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

定期監査

第1 監査実施年月日及び対象箇所

実施年月日	監査対象箇所
令和4年1月13日	鎌田幼稚園 鎌田中学校 香肌小学校
令和4年1月19日	三雲北幼稚園 三雲北保育園 小野江小学校 港小学校 港幼稚園
令和4年1月24日	射和幼稚園 射和小学校 殿町中学校 白鳩保育園 機殿小学校
令和4年2月1日	豊地幼稚園 豊地小学校 第一小学校
令和4年2月7日	花岡保育園 山室山小学校 春日保育園 駅部田保育園 松江小学校

第2 監査の概要

1 監査の種類別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、市立の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の中から抽出して監査を実施した。

3 監査の主眼

地方自治法第199条第3項の趣旨を基本とし、次の事項を監査の主眼とした。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 備品の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (3) 現金の保管及び取り扱いは、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、適正かつ効率的に行われているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各園長、学校長から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し、監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和2年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘要望事項は、次のとおりである。

○幼稚園、保育園での適正な予算執行について

予算執行に関して、基本的な事務処理の誤りや不備等が見受けられた。教育委員会で作成されている「予算執行の手引き」等を参考にマニュアルを作成するなど適正で統一的な予算執行が行われるよう取り組まれない。

○備品、消耗品の購入について

幼稚園、保育園の備品、消耗品の購入について、短期間に数回に分けて行われ、本来、見積合わせが必要と思われる事案が見受けられた。購入金額に応じた適正な取り扱いが行われるよう指導されたい。

また、小中学校で使用する印刷関係消耗品については、単価も高く使用量も多いため、購入単価の低減を図る方策を検討されたい。

○備品管理等について

幼稚園3園、小中学校3校において、備品台帳への登録漏れや金額の記載誤り等が見受けられた。「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程」に沿って、適正な備品管理、備品台帳への登録を行われたい。

意見

○児童生徒、園児等の安全安心の確保について

監査を行った保育園において、近隣の道路幅が狭いなど、登降園時の園児等の安全について危険性が感じられた。各園では、安全対策に工夫した取組が行われており、今後も園児等の安全を確保する取組を続けられたい。

また、不審者対策や新型コロナウイルス感染症拡大防止についての取組、災害に備えた避難訓練の実施、備蓄品確保など、児童生徒、園児等の安全安心の確保に引き続き取り組まれない。